

催する。(高)

(+) 児童生徒の理解に努め、基本的生
活態度を養うための生徒指導の充実
を図る。

① 校内における指導体制を改善し
共通理解のもとに問題徴候の早期
発見、早期治療に当たるよう指導
する。

② 児童生徒の記録や各種資料を活
用して総合的な理解を図る。

③ 学校・家庭・地域社会の連携を密
にし、地域ぐるみの生徒指導を推進
する。

① 関係諸団体との連携をいつそう
密にし、事故防止に努める。

② 生徒指導の研究地区(郡山地区)
を指定し、広域での研究を推進する。
能力・適性に応じた進路指導の充
実を図る。

① 生徒・父母・教員の三者協議
を深めさせ、進路指導の充実を図
る。

② 高等学校についての理解を深め
させるための資料を作成配布し、
進路指導の適正化を図る。

③ 進路指導座を充実する。

④ 児童生徒の心身障害の状態と能
力に応じた目標を明確にし、それ
ぞれ必要な指導内容の具体的な事
項を選定して、適切な進路指導を
推進する。

(養) ① 生徒・父母・教員の三者協議
を深めさせ、進路指導の充実を図
る。

② 高等学校についての理解を深め
させるための資料を作成配布し、
進路指導の適正化を図る。

③ 進路指導座を充実する。

④ 児童生徒の心身障害の状態と能
力に応じた目標を明確にし、それ
ぞれ必要な指導内容の具体的な事
項を選定して、適切な進路指導を
推進する。

二、高等学校進学率の向上と 施設・設備の充実

(+) 進学率の向上を図るため、暫定增
等の措置を講じ、収容率の地域間不
均衡を是正する。

① 須賀川高等学校の長沼分校を独
立全日制高等学校とする。

② 県北、県中、県南、いわきの各
地域の普通科、商業科、家庭科に
ついては暫定増を行う。

② 教育費の父母負担を軽減するため
高等学校入学時の学校徴収金等の輕
減を図る。

③ 教育費の父母負担を軽減するため
に努力する。

④ 定時制・通信制教育の機会の拡充
を図る。

三、養護教育の拡充

(+) 就学指導体制を確立するため、市
町村就学指導審議会未設置町村の解
消を図る。

(+) 精神薄弱児施設内特殊学級を県立
養護学校へ移管し、教育条件の整備
を図る。

(+) 在宅心身障害児の巡回訪問指導制
度を充実する。

(+) 特殊学級の適正な就学を図るため
就学指導の充実を推進する。

(五) 養護学校教職員の充実を図るため
定員の充足と教職員構成の適正化を
推進する。

(六) 昭和五十四年度の養護学校義務制

施行を円滑に進めるため、養護教育
指導行政の拡充整備を図る。

四、幼稚園教育の振興

(一) 教育機会の拡充を図るため、幼稚
園の新設と学級増を推進する。

(二) 幼稚園の教育内容、指導方法の改
善充実を図るため幼稚園教育指導資
料を作成する。

(三) 幼稚園教員の研修を拡充する。

五、青少年健全育成事業の拡 充強化

(一) 学校における生徒指導を充実する
ため、生徒指導に関する事業を拡充
する。

(二) 生徒指導研究学校を指定する。
生徒指導推進地区を指定する。

(三) 生徒指導委員を設置し、その連
絡協議会を開催する。(小・中)

(四) 生徒指導担当者研究協議会及び
生徒事故防止対策会議を開催する。
(中・高)

(高)

(一) 在学青少年の社会教育の機会につ
いて、学校教育との連携を図りなが
ら積極的に拡充する。

(二) 幼稚園の実情などを的確には
握し、適正な教育課程を編成
する。

(一) 領域に示された事項の全体を見通
し、自園の教育目標を具体化して、
長期間の指導計画・短期間の指導計
画を作成し実践する。

(二) 幼児の会話や活動の様子など、日常
の指導の中で観察を通して、特に幼
児の好む遊び、友人関係、興味や関
心など、幼児の個性や能力などの実
態的確には握する。

